



広島県報

定期
第7号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

- 町の区域の変更 (市町行財政室) 一
- 農業振興地域の区域の変更 (農業経営室) 一
- 農業振興地域の指定の解除 () 一
- 平成十七年広島県告示第千二百号 (家畜伝染病予防法の規定による報告の徴収)の一部を改正する告示 (畜産振興室) 二
- 保安林の指定 (治山室) 二
- 公共測量の実施 (土木総務室) 三
- 公共測量の終了 () 三
- 道路の区域変更 (道路河川管理室) 三
- 道路の供用開始 () 三
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格認定を受けている者の学部等の名称変更の認定 (建築指導室) 三
- 公 告
- 換地処分 (市町) (東広島地域事務所) 四
- 換地計画認可申請の適否決定 (市町) (尾三地域事務所) 四
- 土地改良事業の工事の完了 (備北地域事務所) 四
- 選挙管理委員会告示
- 不在者投票のできる施設の指定 (公安委員会告示) 四
- 遊技機の型式の検定の告示 (監査委員公表) 四
- 十二月例月出納検査の結果 五

告示

広島県告示第七十九号

住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第二条第一号に規定する街区方式による住居表示を実施するため、平成十九年二月一日から、大竹市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によって、大竹市長から届出があった。

平成十九年一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄	
町	字	地	番
大竹町	大竹金鑄原	三〇八六の四	白石二丁目

広島県告示第八十号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によって、昭和四十五年広島県告示第九百八十四号で指定した農業振興地域の区域を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県広島地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	変 更 後 の 区 域
広島農業振興地	広島市安佐北区白木町のうち、別図で紫色に着色した部分(平成十一年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号二八、三四、四六一、四六四及び官行造林地のうち大字秋山字大槌山六四、字藪山四八五、字垣上山一四八番地の一、大字市川字三度木山八八六番地一ただし、一、一一、一五一の区域)、別図で赤色に着色した部分(平成十七年広島県告示第千三百四十八号で太田川地域森林計画に定められた白木町の国有林の林班番号二〇、六九、七二、一三二、一三三、一三三、一三三、一三六、一三八の区域)に該当する土地の区域を除いた区域、広島市安佐北区上深川町、小河原町及び狩留家町のうち、別図で黄色に着色した部分(平成十七年広島県告示第千三百三十三号一昭和四十六年に指定された都市計画区域を含む)及び平成十六年広島県告示第七百九十一号で定められた都市計画の市街化区域、別図で紫色に着色した部分(平成十一年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番

号三四から三七までの区域)、別図で赤色に着色した部分(平成十七年広島県告示第千三百四十八号で太田川地域森林計画に定められた旧高陽町の民有林の林班番号四九(ただし、四〇二番地から四二九番地まで、四三一番地及び四三九番地)、五二(から五四まで、五五(ただし、四三九番地)、五六(ただし、五三番地)、六一、六四、六八、七〇、七一(ただし、五六〇番地)の五から三まで及び六八(番地の一の区域)に該当する土地の区域を除いた区域。広島市安佐北區可部町のうち、大字大林子洗川、柳河、蛇池、弓場及び堂ヶ原に該当する土地の区域。広島市安佐北區安佐町のうち、別図で黄色に着色した部分(平成十六年広島県告示第七九十一号で定められた都市計画の市街化区域)、別図で紫色に着色した部分(平成十一年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号二九、四九から五二まで、五五から五七までの区域)、別図で赤色に着色した部分(平成十七年広島県告示第千三百四十八号で太田川地域森林計画に定められた安佐町の民有林の林班番号五、一から一六、二三から二五、三九、五五、五六、七二、七五、七八、八〇、八二、八四から九一まで、九三、一〇七、一一五、一一六、一一八、一一九、一二三から一二八まで、一三六、一三八、一四一、一四八のろ、一四九のろ及び一二五四の区域)に該当する土地の区域を除いた区域。

広島市安佐南区沼田旧戸山村のうち、別図で赤色に着色した部分(平成十七年広島県告示第千三百四十八号で太田川地域森林計画に定められた沼田町の民有林の林班番号一から六〇までの区域)に該当する土地の区域を除いた区域。

広島市安佐北區阿戸町のうち、別図で紫色に着色した部分(平成十一年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号五五四、五五五、五五六及び五六二の区域)、別図で赤色に着色した部分(平成十七年広島県告示第千三百四十八号で太田川地域森林計画に定められた阿戸町の民有林の林班番号一(ただし、れ、そ及びつを除く)の区域)に該当する土地の区域を除いた区域。

広島市佐伯区五日市のうち、別図で黄色に着色した部分(昭和四十六年広島県告示第二百五十九号、昭和五十四年広島県告示五百四号、昭和六十二年広島県告示第八十四号、平成三年広島県告示第七十一号、平成四年広島県告示第五百一十号、平成七年広島県告示第八百三十三号、平成十一年広島県告示第三百七十一号、平成十二年広島県告示第八百七十六号及び平成十六年広島県告示第七百九十一号で定められた都市計画の市街化区域)、別図で紫色に着色した部分(平成十一年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号六八の区域)、別図で赤色に着色した部分(平成十七年広島県告示第千三百四十八号で太田川地域森林計画に定められた五日市の民有林の林班番号二、四から一〇まで、一三から一七まで、一九、二二、三〇から三三まで、三三から五六まで、六三、七一から七五まで及び八二の区域)、別図で青色に着色した部分(平成十六年広島県告示第七百九十三号及び広島市報第二百二十八号で定められた港湾法に基づく臨港地区)に該当する土地の区域を除いた区域。

広島市佐伯区湯来町のうち、別図で紫色に着色した部分(平成十一年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号二〇一から二一八まで、二三四及び二三五の区域)、別図で赤色に着色した部分(平成十七年広島県告示第千三百四十八号で太田川地域森林計画に定められた湯来町の民有林の林班番号一、一三から一七まで、一九から二一まで、二六から三〇まで、四〇、四一、四二、四三、四六から五三まで、五七から五九まで、六一から六七まで、七七から七九まで、八四、八五、八八から九九まで、一〇二、一〇四から一〇九まで、一一二、一一三、一一四から一二三まで、一二五から一三三まで、一四〇から一四三まで、一四六、一四八から一五三まで、一五六から一七五まで、一七七から一七九まで、一八九及び一九〇の区域)に該当する土地の区域を除いた区域。

広島県告示第八十一号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和四十六年広島県告示第千五百号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県広島地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

湯来農業振興地域

広島県告示第八十二号

平成十七年広島県告示第千二百号(家畜伝染病予防法の規定による報告の徴収)の一部を次のように改正し、平成十九年一月十七日から適用する。

平成十九年一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

三 報告書の提出の期限中「各農場の月毎における各週の二の状況を翌月の十日までに報告する。」を「各農場の週(月曜日から日曜日まで)における二の状況を翌週の月曜日まで報告する。」に改める。

広島県告示第八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林の指定をする。

平成十九年一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

保安林の所在場所

安芸郡熊野町大字川角字大原二二五、二二七、二三〇、二三五、二三七、二四三の一、二四三の二

指定の目的

土砂の流出の防備
指定施業要件

立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大原二二五・二二七・二三〇・二三五・二三七・二四三の一・二四三の二(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び熊野町役場に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第八十四号

東広島市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十九年一月二十九日

広島県知事 藤田雄山

一 作業種類

公共測量 (二級基準点測量及び三級基準点測量)

二 作業期間

平成十九年一月六日から平成十九年六月二十九日まで

三 作業地域

東広島市西条寺家

広島県告示第八十五号

平成十八年広島県告示第八十八号の告示に係る公共測量が終了した旨、広島市長から通知があった。

平成十九年一月二十九日

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第八十六号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十九年二月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十九年一月二十九日

広島県知事 藤田雄山

一 道路の種類

県道

二 路線名

本多田佐伯線

三 道路の区域

区

間

新旧
敷地の幅員
(メートル)

延
長
(メートル)

備
考

廿日市市津田字沖横矢四二七番一〇地先から
廿日市市津田字下市四三三番七地先まで

	新	旧	
	四三・〇〇〇	一・〇〇〇	ダブルウェイ
	一七・五〇〇	七八五・〇〇	
	三・五〇〇	七八五・〇〇	

広島県告示第八十七号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十九年二月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十九年一月二十九日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道下門田泉 吉田線	三次市君田町檀田字矢隅七六二番一地先から 三次市君田町檀田字川隅原七六三番二地先まで	平成十九年一月二十九日

広島県告示第八十八号

建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第十五条第三号の規定により二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格認定を受けている広島国際大学の学部等の名称変更について、次のとおり認定した。

平成十九年一月二十九日

広島県知事 藤田雄山

社会環境科学部 イン学科	建築創造学科・住環境デザ	旧	工学部 建築科・住環境デザイン学科	新
-----------------	--------------	---	----------------------	---

公 告

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によって、届出があった。

平成十九年一月二十九日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

事業主体	地区名	事業名	換地処分年月日
大崎上島町	瀬井	区画整理事業	平成一九年一月一〇日

次の換地計画認可申請については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る換地計画書の写しを次により平成十九年一月二十九日から平成十九年二月十九日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、尾三地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の三第二項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十九年一月二十九日

尾三地域事務所長 大 下 和 男

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
三原市	川西	区画整理事業	三原市役所

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成十九年一月二十九日

広島県備北地域事務所長 本 雅 彦

事業主体	地区名	事業名	完了年月日
庄原市	春田隠地	農業用道路整備事業	平成一六年八月三一日

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成十九年一月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	介護付有料老人ホーム ぶじの家 川内	広島市安佐南区川内一丁目一五番一四号	平成一九年一月一六日

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第十号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年1月29日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 啓

12月例月出納検査の結果

平成18年12月25日執行

1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

平成18年11月30日現在における平成18年度一般会計・各特別会計、歳入歳出外現金及び基金の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(1) 一般会計及び特別会計

(単位：円)

区 分	予 算 額	本 月 分		累 計		収 入 済 額 と 支 出 済 額 と の 差 (累 計)
		収 入 済 額	支 出 済 額	収 入 済 額	支 出 済 額	
一 般 会 計	1,010,886,820,650	79,332,816,096	44,608,898,937	556,530,074,262	470,527,727,036	86,002,347,226
特 別 会 計	258,736,784,000	4,363,465,571	2,700,716,586	117,799,926,757	72,523,627,078	45,276,299,679
合 計	1,269,623,604,650	83,696,281,667	47,309,615,523	674,330,001,019	543,051,354,114	131,278,646,905

(2) 歳入歳出外現金

(単位：円)

前 月 末 保 管 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 保 管 額
3,775,953,974	1,358,322,648	1,301,088,213	3,833,188,409

(3) 基金

(単位：円)

前 月 末 現 在 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 現 在 額
158,035,237,968	0	0	158,035,237,968

2 公営企業会計

平成18年11月30日現在における平成18年度の病院事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計及び水道用水供給事業会計の資金収支の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(単位：円)

区 分	前 月 からの 繰 越 額 (A)	本 月 分		累 計		翌 月 へ の 繰 越 額 (A + B - C)
		収 入 額 (B)	支 出 額 (C)	収 入 額	支 出 額	
病 院 事業会計	446,298,336	1,549,879,293	1,430,747,064	20,877,542,844	20,453,424,379	565,430,565
工 業 用 水 道 事業会計	3,370,584,804	174,991,614	78,944,684	1,849,552,113	1,798,533,140	3,466,631,734
土 地 造 成 事業会計	12,619,461,477	145,703,616	74,781,130	14,158,875,122	5,922,493,456	12,690,383,963
水 道 用 水 供 給 事業会計	6,161,350,376	951,467,268	202,243,431	11,770,245,245	12,161,492,874	6,910,574,213
公 営 企 業 部 計	22,151,396,657	1,272,162,498	355,969,245	27,778,672,480	19,882,519,470	23,067,589,910
合 計	22,597,694,993	2,822,041,791	1,786,716,309	48,656,215,324	40,335,943,849	23,633,020,475